台風・大雪等荒天時の対応について

１．生徒の登校時

神奈川県東部または横浜・川崎地区に、次に挙げる特別警報又は警報が発令されている場合
大雨特別警報・大雪特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雪警報・暴風警報・暴風雪警報

（1） 授業の場合

６時までに警報解除（含 6:00）	平常授業
８時までに警報解除（含 8:00）	10 時 40 分からＨＲ、3 校時（10 時 50 分）より授業
11 時までに警報解除（含 11:00）	13 時 15 分からＨＲ、5 校時（13 時 25 分）より授業
11 時時点で警報継続中	自宅学習

※５校時より授業の場合は、授業のない生徒は自宅学習

（2）試験の場合

６時までに警報解除	平常試験
８時までに警報解除	ＨＲ　10:30 １時間目　10:45～11:35 ２時間目　11:50～12:40 ３時間目　13:25～14:15 ４時間目　14:30～15:20
11 時までに警報解除	ＨＲ　13:15 １時間目　13:25～14:15 ２時間目　14:30～15:20 ３時間目　15:35～16:25 ４時間目　翌日以降別途指示
11 時時点で警報継続中	自宅学習　（当日の試験は試験日程終了後に行う）

２．生徒の下校時

・校長が職員を招集し、生徒を下校させるか否かを決定する。その際、翌日の対応を周知徹底させる。

(注)

・大雨・洪水警報だけが出されている場合は、平常授業とする。ただし、自宅付近の天候、交通機関の乱れ等によって、やむをえず遅刻等をした生徒へは配慮を行う。
・始業を遅らせて授業を実施する際、通常手段で登校できない生徒は自宅待機とし、交通機関が復旧した場合は無理をすることなく安全に注意して登校するよう指導する。遅刻等をした生徒へは配慮を行う。
・授業開始を遅らせた場合、担任は登校生徒の人数を把握し、校長が授業を始めるか否かを判断する。
・欠席、遅刻生徒については、適宜判断する。

平成 18 年 9 月 13 日制定
平成 25 年 6 月 27 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 30 年度 4 月 1 日施行
令和 4 年 4 月 1 日改正